

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
1	岐阜	H30.5.19	治山	床掘作業	バックホー(0.8m ³)で床掘作業中、作業の障害となる転石を移動しようとした時、先に移動していた転石と接触し、その破片がバックホーの解放していたフロントガラスの隙間から運転席中の被災者の左眼瞼に飛来して被災した。	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。 逆光による視界不良等の場合は、フロントの安全ガラスの開口により視界を確保するのではなく、作業位置等で安全な作業条件、視界を確保し危険防止措置を行う。
2	東濃	H30.6.9	立木	架線集材作業	ガイドブロック(滑車)のシーブからはずれたホールラインのワイヤーを戻そうと左手で引っ張ったところ、緩みきっていなかったホールラインが走り出し、左手人差し指と中指を裂傷した災害です。	<ul style="list-style-type: none"> 索が十分にゆるんで安定した状態になった後に、障害物の排除や故障箇所の手直しなどを行う。 動いている索を手で扱うこと、ガイドブロック近くで索を握ることなどは非常に危険である。 索を引き伸ばす作業中に、索が自重で滑り出すことがある。 基本動作の徹底やKYT等の自主的な安全衛生活動等による災害の防止を行う。
3	中信	H30.8.30	治山	削孔作業	被災者が特殊配合モルタル吹付工のアンカー設置に係る削孔作業をしていたところ、ハンマードリルに不具合が発生した為、法肩に上がり電源を入れたままドリルの付根部分を点検していたところドリルが突然回り出し、手袋がドリルに巻き込まれ左手小指を受災した災害です。	<ul style="list-style-type: none"> 基本動作の徹底 KYT等の自主的な安全衛生活動等による災害の防止を行う。 (電気工具等で、ドリルやブレードなどを交換する時はスイッチを押しても動作しないようにすることが取扱説明書等の注意書きに記載されているところ。不具合を点検する際にも誤作動が起きない状態で行うことが安全の基本。)
4	伊那谷	H30.9.17	治山	のり切工	被災者(69歳)が、のり切工で立木と切株にワイヤーを張り、チルホールで緊張する作業をしていて待避しようとしたところ足を滑らせ、傾斜約40度の林地を約50m滑落し被災した災害です。	<ul style="list-style-type: none"> 高所(高さ2m以上の箇所)作業では、 <ol style="list-style-type: none"> 足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。 前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働者は、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 中高年齢者等、特に配慮を必要とする者については、 <ol style="list-style-type: none"> 心身の条件に応じて適正な配置を行なうよう努めなければならない。

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
5	木曾	H30.9.20	生産	枝払い作業	同僚の伐倒木（サワラ胸高直径56cm、樹高35m）の先端部分が立木（ミズメ胸高直径20cm、樹高20m）に接触し、古株（径60cm、高さ1m）に当たり2箇所折れ、そのうちのひとつが被災者の腰部に当たり被災した災害です。	①他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。 ②危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 ③立木を伐倒する場合は、近傍の他の作業者を立木の樹高の2倍以上離れさせなければならない。 ④近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍以上離れて作業させなければならない。
6	岐阜	H30.11.7	立販	伐倒作業	近接して同時に伐倒作業を行っていた同僚の伐倒木（ヒノキ元口径26cm、樹高15m）の伐倒方向がやや左方向へ向きが変わり、根倒れでかかり木の状態となっていた立木（ヒノキ胸高直径20cm、樹高15m）に倒れかかり、伐倒木が跳ね、被災者に当たり被災した災害です。	①伐木作業を行っている場所の下方で、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 ②立木を伐倒する場合は、近傍の他の作業者を立木の樹高の2倍以上離れさせなければならない。 ③近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍以上離れて作業させなければならない。 ④胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときはくさびを2本以上用いること。 ⑤かかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理、一時的に放置する場合、標識の掲示等の立入禁止の措置を講じさせること。
7	南木曾	H30.12.1	生産	伐倒作業	伐倒木が伐倒方向の切株に掛かって倒れていた枯損木（末口5cm長さ4m）の末口に、伐倒木の元口が当たり、切株を支点に枯損木が跳ね上がり、被災者の左脇に激突した災害です。	伐木作業における危険の防止 ①伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと 伐倒作業前の準備・障害物の取り除き ①伐倒作業前の準備として、跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること ②伐木の作業を行う場合には、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。